

第2回特別職の報酬等検討小委員会会議結果報告書

開催日時	平成17年10月18日(火) 13:30~16:50					
開催場所	宮城県古川合同庁舎 5階 501・502会議室					
委員の出欠  出席者 欠席者×	委員長 (田尻町住民代表)	白旗 成典		委員 (団体代表)	手代木 悟	
	副委員長 (古川市住民)	進藤 恵美		委員 (団体代表)	山田 成樹	×
	副委員長 (団体代表)	高橋 克幸		委員 (団体代表)	佐藤 光利	×
	委員 (松山町住民)	佐々木 芳子		委員 (団体代表)	青木 しづ江	
	委員 (三本木町住民)	鹿野 知巳	×	委員 (団体代表)	中鉢 照子	
	委員 (鹿島台町住民)	鈴木 雄一		委員 (古川市住民代表)	門脇 基	
	委員 (岩出山町住民)	中川 京子		委員 (松山町住民代表)	角田 真寿美	
	委員 (鳴子町住民)	大江 征一		委員 (三本木町住民代表)	栗原 和子	
	委員 (田尻町住民)	齋藤 鈴男		委員 (鹿島台町住民代表)	中條 勲	
	委員 (団体代表)	相澤 成典		委員 (岩出山町住民代表)	氏家 登志子	
	委員 (団体代表)	松本 信輔		委員 (鳴子町住民代表)	八鍬 利恵	
				出席者19名・欠席者3名		
	事務局	事務局長 佐藤吉昭, 次長 岡本透				
総務班: 班長 伊藤英一, 主任 大友郁夫, 班員 高橋勝						
広報広聴班: 主任 中田健一, 班員 菅原和成						
傍聴者	一般 2名 ・ 報道関係 0名					
委員長の署名						

会議次第

1	開 会
2	開会の挨拶
3	報告事項等 (1) 大崎1市6町における特別職の給料及び報酬の現況について (2) 類似団体における特別職の給料及び報酬について (3) 近隣3市における特別職の給料及び報酬について (4) 大崎1市6町の特別職の設置目的等について
4	協議事項等 (1) 大崎市の特別職の報酬等について (2) 次回会議の開催について (3) その他
5	閉会の挨拶
6	閉 会

## 議事の概要

- 1 開会・・・総務班 大友主任（司会進行）
- 2 開会の挨拶・・・特別職の報酬等検討小委員会 白旗成典委員長
- 3 報告事項等・・・議長 白旗委員長

事務局伊藤班長より，前回会議の概要について説明。

（１）大崎１市６町における特別職の給料及び報酬の現況について

（４）大崎１市６町の特別職の設置目的等について

事務局伊藤班長より，（１）大崎１市６町における特別職の給料及び報酬の現況について及び（４）大崎１市６町の特別職の設置目的等について一括して，資料１及び資料４に基づき説明。

原案のとおり確認。

### 【意見等の概要】

相澤委員：特別職の設置目的の中で，消防団員の職務内容に「消防事務」とあるが，「事務」という表現でよいのか。

事務局伊藤班長：「消防業務」であるので，訂正をお願いする。

（２）類似団体における特別職の給料及び報酬について

（３）近隣３市における特別職の給料及び報酬について

事務局岡本次長より，（２）類似団体における特別職の給料及び報酬について及び（３）近隣３市における特別職の給料及び報酬について一括して，資料２及び資料３に基づき説明。

資料３の「栗原市 教育委員会」の報酬が「年額」と記載しているが「月額」に訂正をお願いする。類似団体とは，産業構造や人口を基準とした同規模の市である旨補足説明。

原案のとおり確認。

### 【意見等の概要】

松本委員：各特別職の年間業務日数や，１日あたりの会議時間など，業務量はどの程度であるのか。

また，提示されている特別職は，全て新市に残るのか，または残らないものもあるのか。

事務局伊藤班長：業務量については，年間の会議開催日数などを協議の中で１件ずつ説明する予定である。

また，提示している特別職は１市６町の現況であるが，ほぼ大崎市においても残ると思っている。なお，今後の事務事業調整において統合や廃止となることもあることを承知おきいただきたい。

- 4 協議事項等・・・議長 白旗委員長

（１）大崎市の特別職の報酬等について

事務局総務班伊藤班長より，資料１に基づき説明。

前回の会議において，事務局案として額を提示することとなったことから，資料１のとおり検討結果を記載したものである。

本日の会議においては，資料１の「大崎市」の欄に額が記入されている１８件について検討していただきたい。なお， 議会議員， 常勤の特別職である市町長・助役・収入役・教育長・病院事業管理者， 行政委員会としての教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会， 選挙関係の特別職である選挙長・開票管理者・開票立会人・選挙立会人・投票所の投票管理者・期日前投票所の投票管理者・投票所の投票立会人・期日前投票所の投票立会人の区分で検討をお願いしたい。

議会議員

議会議員については，合併日から５０日以内に選挙される。定数については，最初の選挙

において定数特例による53人となる。次の選挙は法定の34人となる。

額については、協定項目において「古川市を基準に」としていることから、現在の古川市の額として調整したものである。類似団体との比較では、中間に位置している。石巻市では、旧石巻市の額を、登米市では古川市の額としているが、最初の選挙では議会議員報酬の総額を定数特例の議員数で割った額とし、栗原市では古川市の額としている。

原案のとおり確認。ただし、4年後に再度、額の見直しを検討することが必要である旨の小委員会の意見を付して協議会へ報告することとした。

#### 【意見等の概要】

相澤委員：定数特例によって、53人の議員が選ばれる。定数特例なしで、最初から34人の定数とする場合には、高い額に設定することも理解できる。例えば4年後に34人になったときに我々が審議した額が再検討される懸念がある。事務局に伺うが、定数特例と本則定数の額の関連と妥当性はあるのか。

事務局佐藤事務局長：前提として、果たして一つの物差しで計ることができるかということがあり、議員の報酬はこの額とする物差しがない。議員に限らず、年間の会議日数や費やす時間によって、単価を決めることができれば委員の皆さんに簡単に理解できる説明をすることができる。類似団体や近隣3市の状況も提示しているが、物差しが見つかりにくいというのが報酬全体に関わるものである。本則定数については、人口20万までは最大で34人ということである。議員定数と報酬についても協定項目の中にあるが、協定項目では基本的なことを決めて議会の議決を受けている。このことから、前回会議で確認いただいた協議にあたっての調整方針をできるだけ尊重していただきたい。質問の論理的説明ができるかということに対しては、しっかりとした物差しが作れないという状況であり、人口規模等が同等の他の団体と比較して提案する以外ないと考えている。

相澤委員：合併の先例では、報酬が問題となっているところもあり、そのような禍根を残さないためにも、物差しがあれば伺いたいと思ったものである。報酬額と定数は、比べる対象ではないと思っている。

松本委員：議員にはボーナスも支給されていると思うが、報酬と合わせて検討すべきではないか。

事務局佐藤事務局長：説明の補足として、一覧に記載している額は条例に記載している額である。ただし、首長等の給料を行革の一環として20%カットしている例もあり、支給実額とは違うということをお知らせしたい。

事務局伊藤班長：小委員会では、各種手当・旅費及び費用弁償に関することも検討の内容となっており、期末手当については各種手当に含まれている。この資料については、次回会議で提示する予定としている。

手代木委員：古川市の額を一つの物差しとして提示していただいているが、行政改革を含めて人口139千人の大崎市が誕生するが、大崎市の一市民の感情として、全てを古川市の尺度をもって示して良いのか、各委員の意見を聴きたい。また、退職金があるものについては、退職金も示していただきたい。

門脇委員：これまで、約3年協議会委員として、かなりの協議をしてきた。かなりの時間を費やした協定項目である。第一に前回会議で出した調整方針に基づくということが基本になるものであり、これに基づいた議論をしていかなければならないと思う。大崎市の合併は、他の合併より人一倍協議に時間をかけている協議会だと思っている。その分、精度の上がっているものがあると感じている。一番考えなければならないのは、激変緩和である。132人の議員が、53人、そして34人となる。究極の行財政改革が合併であるならば、満足できるものだと思う。私が、協議会で一番言ったことは、職員を減らすべきだということである。人口14万人都市では34人の定数であるが、合併後の姿が分からない中では53人とするのも理解できるが、報酬については古川市を基準にという議会議員の小委員会の報告があった。この報酬をどのよう

にするかについて、この小委員会で議論を重ねることとなるが、調整方針を見据えて議論をしなければならないと思う。また、この小委員会で決まったことが、どれだけの効力があるかについて、再度説明をしていただきたい。

白旗委員長：門脇委員から、合併協議会に参加されての意見をいただいた。期末手当や退職金も含めて協議すべきとの意見もあったが、合併協定調印をした現状においては、これを元に議決をしているという前提がある。基本的な調整方針については、しっかり確認しなければならないことであり、事務局からの説明をお願いする。

事務局伊藤班長：議会議員の定数を53人、報酬額は古川市を基準とすることが決定した経緯としては、小委員会で多くの議論を重ねた結果、取りまとめた内容を協議会へ報告し、協議会で議論した結果として小委員会の報告内容を承認したものである。この内容を含めた協定項目の調印を行い、合併についての議会の議決をもって協定項目の承認を受け、廃置分合が決定したものである。これらを踏まえて、協議会で検討してきた協定項目については尊重するというところで調整方針を見出していたいただいたものであることを、再度承知おきいただきたい。小委員会で全ての特別職の報酬が決定した後、協議会へ報告することとなり、協議会でも協議を行うこととなる。最終的には協議会で決定し、大崎市での特別職の報酬額となる。大崎市になってからの額の改定、定数については、大崎市議会での議論となるものである。また、常勤の特別職は給料、非常勤の特別職は報酬を支給することとなっている。

松本委員：月額とするか年額とするかの問題がある。この資料では、ボーナスの分が見えないので判断ができない。この点の細かい説明が無いとボーナスまで含めて決めたことになるのではないか。

事務局岡本次長：事務局では月額で提案しており、ボーナスと呼ばれる期末手当は月数での支給である。法律上、議会議員には条例で定めることによって、期末手当を支給することができるとなっている。この期末手当の月数を何月にするかについては、次回小委員会で協議をお願いしたい。

松本委員：現状についての説明をいただきたい。

事務局岡本次長：1市6町では、低いところで3.00月、高いところで3.30月となっている。

松本委員：古川市は、何月となっているか。

事務局岡本次長：3.30月である。

鈴木委員：古川市の額を基準とすることをもって、議決されたという説明であるが、1市6町のいずれかの議会から、もっと抑えるべきだという意見は無かったか伺いたい。現在の経済状況からも議員はハードな職業だと思うが、合併を機に報酬額についても議員の方々の考えていただきたいと思う。また、議員の報酬額は、古川市のどのクラスの管理職と同等となっているのかについても伺いたい。さらに、6町の現状では20数万円の報酬が40数万円となることについて、各議会での異議は無かったのか伺いたい。

事務局佐藤事務局長：合併協定項目は、合併を議決する際の最も重要な判断材料として附帯したものである。議決の際には、協定項目を一つ一つ議論をするということではなく、全体を議論するということである。ただし、合併特例法の定数特例を使ったため、定数については個別に議決した。報酬額については、古川市の額を基準にということで議決されており、具体的な金額ではない。

議会議員の小委員会では、各市町の議会から2人、住民代表から1人を委員として議論をした。定数特例とする議論、全員が新市の議員となる在任特例とする議論、最初から本則34人とする議論の3つに分かれた。この議論の結果、現況の132人から、定数特例の53人、その後34人とするものが決まった。額については、具体的なものとするということでは無いことをご理解いただきたい。

古川市の議会議員の報酬額は、428千円であるが、おそらく古川市職員の課長補佐クラスだと思う。古川市の場合は、部長制であり、部長、課長、課長補佐となっている。

事務局伊藤班長：他の合併では、町どうしの合併が多いようである。大崎市の場合は、市と町の合併であり、古川市と6町の報酬額の差は一覧のとおり歴然としている。他の合併とは多少異なると考えていただきたい。議会は定例で年に4回あり、会期は古川市の場合は休会を含めて2週間前後となる。

白旗委員長：この小委員会で決めなければならないことは、報酬額を決めるということであり、期末手当については、次回提示される資料で何月とするか決めることとなる。額を決める土台となるものを議論せずに額を決めるということは、非常に難しいことだと思うが、定数については議会議員の小委員会で議論し、調印もしているという現状であり、基本的には古川市の額を基準にという考え方から出発しなければならない。また、一方ではスリム化をしなければならないのではないかという意見もある。類似団体の資料において比較をするという手法をとっているが、古川市の額は決して高いとうことではないと感じる。または下の方に位置していると思う。また、登米市のように古川市の額としながらも定数特例を採用している期間については、議員の報酬を減らしているという考え方もある。これらも一つの方法だと思うが、考えなければならないのは、古川市を基準にするという背景のもとに調印がされているということである。附帯意見を付けることはできると思うが、最大限協定項目の内容を考慮しなければならない。調整方針は重要な部分だと思う。これまでの意見としては、古川市の額では高いのではないか、古川市の基準で良いのではないかという2つの意見は出ているが、将来本則定数となることや34人を下回る議論がされた場合には、逆にもっと高くても良いのではないかという意見の委員はいませんか。

松本委員：月額を年収にすると670万円弱である。合併すると広域な議員活動となり、もっと高くして、議員活動に専念できる方を選んでいかなければ街の活性化にもならないと思う。地域の代表として議員が出ているが、これからは大崎市という大きな目で見ていただかなければならないことから、もっと高くしなければならないと思う。

事務局佐藤事務局長：古川市は、人口7万4千人で定数が26人である。定数特例の選挙時は、53人のうち22人で4人の減となる。松山町では16人の定数が4人となり、どの町もほぼ4分の1となる。現在の定数・年間の報酬総額、定数特例においての各市町の定数・報酬総額といった資料を提示すべきだったと反省している。口頭での説明となるが、各選挙区の定数についてはそのようになる。

白旗委員長：各地区においては、大幅な減少になるという説明があった。松本委員からは、議員職に専念していただくという観点からは、高くなっていいのではないかという意見もあった。これらの意見も踏まえてまとめていきたいと思うが、古川市の額で良いか、またはもっと高くても良いという意見もあるので、具体的な数値を議論していきたい。現在の社会情勢を踏まえると、最初から上げるという議論は難しいと思う。例えば、古川市の現状を踏まえて最初はこの額とするが、小委員会として例えば4年後に額の見直してほしいという意見を附すということではいかがか。手代木委員からは、住民感情という極めて重要な部分を指摘していただいた。

手代木委員：定数が34人となる選挙時には、社会情勢を踏まえながら見直しも必要という意見を付けることは良いのではないか。

中條委員：類似団体と比較して、中頃の報酬額だと思う。事務局案の額に、手代木委員の意見を付すことで良いと思う。

白旗委員長：古川市の額を基準として、議長529,000円、副議長458,000円、議員428,000円とし、ただし、4年後に再度、額の見直しを検討していただくという意見を付して協議会に報告することでいかがか。

委員：異議なし。

常勤の特別職である市町長・助役・収入役・教育長・病院事業管理者

市長については、議会議員と同様に合併後50日以内に選挙される。助役・収入役については、市長が大崎市の議会の同意を得て選任するものである。教育長については、市長が

議会の同意を得て任命する教育委員の互選により選出される。病院事業管理者については、地方公営企業法に基づく病院事業の管理を行う。

市長・助役・収入役の事務局案の額については、調整方針に基づき提示している。協定項目では、「現行の額並びに同規模の自治体を例として」となっている。古川市の額を類似団体及び近隣3市の額と比較検討したところ、古川市は中間程度である。石巻市は旧石巻市の額を、登米市及び栗原市は古川市の額を採用していることから、古川市の額を案として提示している。

病院事業管理者の額については、古川市にだけ設置している。このことから、古川市の額を案として提示している。医師の資格がない場合には628,000円、医師の資格がある場合には851,000円としたものである。

原案のとおり確認。ただし、病院事業管理者において、医師である場合と医師でない場合を区分することは分かりにくい旨を協議会へ報告することとした。

### 【意見等の概要】

栗原委員：古川市では、平成13年度から財政健全化推進計画によって、市長・助役・収入役の給料が減額となっていると思うが、その金額について伺いたい。

事務局佐藤事務局長：市長就任当初から、20%カットしている。助役・収入役については10%カットしている。一覧に記載している額は、条例上の額であり、実際には20%・10%カットとなっている。

事務局伊藤班長：教育長のつについては、5%カットとなっている。

手代木委員：大崎市長が選挙に立候補した際に、公約として20%減額をすとした場合には減額して支払うことになるのか。

事務局佐藤事務局長：古川市を例とすると、条例の附則で暫定的に「当分の間」としている。本来の額は条例に基づかなければならないが、自らが減額をすることは自由である。

白旗委員長：病院事業管理者が、医師の免許がある、なしで額が設定されているが、額の根拠があれば伺いたい。

事務局伊藤班長：現在の古川市では、医師である者は5級20号俸を適用することとなっている。5級20号俸を額面にすると851,000円となる。古川市の条例上は、5級20号俸と記載しているが、大崎市の条例では市民に分かりやすいように具体的な金額を載せる考えである。

八鍬委員：大崎市民病院の分院長の額はどのようになるのか伺いたい。

事務局佐藤事務局長：現在の古川市立病院は本院として、鹿島台・岩出山・鳴子・田尻の全てのトップとなるのが病院事業管理者である。病院事業管理者は、市長が任命するものであり一般職ではなく特別職である。鹿島台町の国保病院の医師や看護師は町の職員であり、一般職である。一般職には給料表があり、これに基づいて支給される。検討していただくのは、特別職としての病院事業管理者の給料だけとなる。

八鍬委員：例えば鳴子温泉病院には院長がいるが、大崎市になると分院長を置くと思うが、分院長は特別職にならないのか伺いたい。

事務局佐藤事務局長：分院長は、一般職となる。院長と分院長の上に病院事業管理者があり、その上が開設者としての市長となる。分院長は、給料表に基づいて給料が支給される。

松本委員：一般にも能力のある方もいると思う。額を区分することが必要なのか疑問である。

事務局佐藤事務局長：病院で一番苦慮することは、医師の確保であり、医師である病院事業管理者がいるとネットワークがあり、非常に有利だと聞いている。また、当然に責任もあり、医療事故の対策や事業運営についても良いと伺っている。

手代木委員：医師だから高く、一般の方は安いというのは心情的に理解できない。医師の免許がない方でも非常に能力のある方、医師の人脈がある方はいるのではないか。

事務局佐藤事務局長：古川市立病院では、公営企業法に基づいて病院事業管理者を置いている。

鹿島台・岩出山・鳴子では病院事業管理者を置かずに開設者である町長が最高責任者となっている。医師を確保することは、病院にとっては大変重要なことであり、医師がいなければ経営も成り立たないものである。新聞でも報道されているが、なかなか医師に来てもらえずに公立病院でも大変苦勞している状況である。報酬額の差について申し上げられるのは、医師であるがゆえの経営面や住民サービスにおいて優位な点があるということの差である。

門脇委員：古川市立病院へよく行く機会があるが、管理者である院長先生自らが窓口で医師だからこそできること、問診を毎日している。一般の管理者にはできないことではないか。管理者であるのでしなくても良いということであれば、それでも良いが、報酬に見合ったことを市民に対して自分の責任を果たしている先生であると思っている。また、医師を呼んでくるネットワークに対しては、人脈がなければ出来ないような話をよく聞いている。額に差があるのは、医師となるために自分に課してきた費用面もあると思う。手代木委員の言われるように、独立採算制であるので経営手腕がなければならぬことは当然分かることであるが、医師としてのネットワークや患者を自らがケアできることは非常に大切なのではないか。

白旗委員長：医師である部分については、特に高いという意見は出ていないが、医師でない部分については、約20万円低くなっている。

松本委員：医師である・なしを区分せず一本としてはどうかという意見である。

事務局佐藤事務局長：古川市立病院では院長が事業管理者であるが、以前に院長が事業管理者から外れた時があった。空席となった事業管理者には当時の市長が就いた。報酬は当然市長には無かったが、仕組み上は医師でない者が管理者になるということもある。

白旗委員長：額に差があるということは、分かりにくいということを協議会へ報告しながら認めたということにしたいと思うが、市長・助役・収入役・教育長について結論を出したい。

特に意見が無ければ、調整方針に従ってよろしいか。

委員：異議なし。

白旗委員長：それでは、市長は月額979,000円、助役は月額785,000円、収入役は月額688,000円、教育長は644,000円とし、病院事業管理者の医師の資格が無い方には月額628,000円、医師の資格がある場合には月額851,000円とすることでご異議はないか。

委員：異議なし。

行政委員会としての教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会

教育委員会委員については、市長が議会の同意を得て5人の委員を任命する。選挙管理委員会委員については、議会において4人の委員を選挙で選出される。監査委員については、市長が議会の同意を得て、識見者と議員の中から3人を選任するものである。

事務局案の額については、市長等と同様に、調整方針に基づき提示している。協定項目では、「現行の額並びに同規模の自治体を例として」となっている。

教育委員会については、1市6町の現状では、月額・年額のばらつきがある。額については、類似団体や近隣3市に比べて同程度か低い状況となっている。古川市の例では、昨年のお勤は13回となっている。

選挙管理委員会については、1市6町の現状では日額・月額・年額に分かれている。額については、類似団体や近隣3市に比べて同程度か低い状況となっている。委員会の開催は、年間で最低6回となっている。選挙がある場合には、さらにお勤することとなる。古川市の例では、平成15年度は統一地方選挙があり15回ほど、平成16年度では参議院選挙・市長選挙があり20回ほどとなっている。

監査委員については、1市6町の現状では月額・年額に分かれている。類似団体との比較では、高いところと低いところがある。近隣3市との比較ではほぼ同額または高い状況である。古川市の例では、平成16年度は149日出勤している。定期監査、例月出納検査、

議会への出席などがある。

事務局案としては、古川市の現行の額を提示したものである。

農業委員会については、協定項目において、合併時に1市6町の7つの農業委員会が引き継がれることになっている。委員についてもそのまま在職することとなる。合併後の平成18年7月20日には7つの農業委員会を2つの農業委員会に統合することになっている。現在の1市6町の選挙による定数は123人である。2つの農業委員会ではそれぞれ30人と29人となり、合わせて選挙による定数59人の委員となる。その後平成20年を目標に1つの農業委員会とするものである。

平成18年7月20日以降の報酬額は、協定項目において「統合後の農業委員会委員の報酬は、古川市農業委員会委員の報酬を基準に、新市において調整する。」となっている。このことから、報酬額については古川市の額で調整し、大崎市へ申し送りをし、新市において調整することとなる。なお、平成18年7月19日までの報酬額については、農業委員会の小委員会において、1市6町それぞれの現行の額とすることで確認している。教育委員会、監査委員、農業委員会については、原案のとおり確認。選挙管理委員会については、日額とする。額については、再度事務局で積算した資料をもって次回会議で再度検討することとした。

### 【意見等の概要】

手代木委員：監査委員が年間149日出勤するとの説明があったが、議員選任委員については、議会があった場合にはどうなっているのか伺いたい。

事務局伊藤班長：識見者委員は議会に出席し、議員選任委員については議会がある場合は、監査委員としては出勤していない。

松本委員：選挙管理委員会については、岩出山町の年額以外は日額となっている。出勤が多い年と少ない年があると思うが、なぜ事務局案は月額となったのか伺いたい。

事務局伊藤班長：日額、年額については、各自治体で決定していることである。類似団体においては、全て月額となっている。近隣3市においては、石巻市と登米市が日額で、栗原市が月額となっている。また、古川市においても月額であることから、月額とした事務局案である。

松本委員：小委員会で日額いくらということを提案すればよいのか、事務局案を了承するという立場となるのか伺いたい。

事務局伊藤班長：額については、小委員会で検討して決めていただくものである。議会議員と農業委員会委員については、古川市の額という協定項目であるが、調整方針では、その他は現行の額並びに類似団体を比較検討することとなっている。事務局案はあくまでもたたき台であり、十分に協議していただけるものと認識していただきたい。

白旗委員長：調整方針に従っていくと、提示された金額になってしまうという思いがあると思うが、必ずしも、提示された金額にしなければならないという前提で議論している訳ではないことを確認したい。議会議員や市長等については、結果的に調整方針に従ったかたちになったが、小委員会でやらなければならないのは、現行の額や類似団体などの資料を参考に調整方針に従って精査した結果について、問題があるかどうかを協議するしかないのではないかと考えている。結局、高い・安いという協議を一つ一つしていくことになるが、あくまで、決定していく基準は第1回の会議で決めたものである。

松本委員：提案であるが、月額1万円で1回あたりいくらということはいかがか。近隣の合併した市では、日額である。説明は分かるが、何でも納得しなければならないのか。

白旗委員長：この額にしてほしいという願いは一言もしていない。そのような提案があれば委員に諮ることとする。金額を決めるということは、非常に難しいことである。他の項目についても同様であるが、妥当性がありこの額で良いという場合にも、はっきりと意見を出していただきたい。調整方針や類似団体の部分も加味しながら議論していただきたい。



お諮りしますが、月額を決めて、出席回数に応じて日額を定めるという提案があるがいかがか。  
事務局伊藤班長：事務局としても、意見を制限するものではないということをご理解いただきたい。  
また、提案いただいている件については、年額・月額・日額のいずれか一つにさせていただきたい。  
年額と日額の報酬を二重に支給することはできないことになっている。なお、現在の1市6町  
では日当や定額の費用弁償、1Kmあたり37円を支給しているが、取扱いが様々である。大崎  
市においては、日当と定額費用弁償を廃止して1Km37円に統一する検討をしている。

松本委員：月額である根拠は何か伺いたい。

事務局伊藤班長：検討のたたき台として月額で提示したものであり、金額も含めて検討していただ  
きたいものである。

白旗委員長：いろいろ意見があると思うが、意見の中に具体的な金額を示して、理由も付していただ  
きと議論しやすいと思うので、委員の皆さんにお願いしたい。

八鍬委員：年によっては、選挙が多い年と選挙が無い年もある。会議は年に6回で、選挙があれば  
その分増えることになるのであれば、日額で支給することがいいのではないかと。増やさなければ  
ならないところがあると思うが、削らなければならないところもあると思う。

中川委員：日額にした方が良くと思う。1市6町の現況では、日額8,100円や7,000円台  
であるので、日額9,000円とか8,000円とした方が良く思う。

事務局伊藤班長：制度的には日額としても問題ない。金額については、調整方針に基づき類似団体  
や近隣3市を参考としていただきたい。

白旗委員長：まず、月額か日額かを決めたいと思う。

齋藤委員：市民に対しては、日額とした方が理解を得られると思う。

白旗委員長：日額が良いという委員は挙手をしていただきたい。

委員：挙手

白旗委員長：全員から挙手があった。選挙管理委員会については、日額とすることに小委員会とし  
て決定する。次に具体的な金額を決めることとするが、意見ををお願いしたい。

松本委員：投票所の投票管理者が12,700円であるが、選挙管理委員会の責任から13,000  
円が良いのではないかと。

中條委員：石巻市の委員長15,000円、委員11,000円が良いのではないかと。

松本委員：金額については、再度戻って検討した方がいいのではないかと。

白旗委員長：選挙管理委員会の日額については、検討する時間をとりたいと思う。その他の部分を  
決めたいと思うが、農業委員会については、平成18年7月19日までは現行の各市町の額とし、  
20日以降、統一した額に変わるという協定項目になっている。

齋藤委員：農業委員会については、古川市の例によって部会制としているようであるが、部会制の  
内容について伺いたい。

事務局岡本次長：平成18年7月20日から2つの農業委員会となるが、農地部会と農政部会を  
置くということになっている。現在は、古川市に農地部会と農政部会がある。

白旗委員長：他に意見がなければ、選挙管理委員会以外は、調整方針に基づいた提示されている額  
としてよろしいか。

委員：異議なし。

白旗委員長：教育委員会委員長は月額65,500円、委員は月額57,700円、監査委員の  
識見者委員は月額144,600円、議員選任委員は月額68,000円、農業委員会について  
は、現在7つの農業委員会が平成18年7月20日に2つの農業委員会に統合されることになっ  
ているが、その統合後の報酬額であり、合併協定項目では新市において調整するとなっているも  
のもので、新市において協議する際の参考としていただくための申し送りのものとなる。その  
報酬額については、会長が月額106,400円、会長職務代理者が月額54,100円、部会  
長が月額53,000円、委員が月額45,500円とする。また、合併の日である平成18年  
3月31日から統合される前日の平成18年7月19日までは、現行の1市6町のそれぞれの

報酬額ということでご異議はないか。

委員：異議なし。

白旗委員長：選挙管理委員会については、事務局において過去3～4年間の実績によって再度積算をお願いし、次回会議で検討することとしてはいかがか。

委員：異議なし。

選挙関係の特別職である選挙長・開票管理者・開票立会人・選挙立会人・投票所の投票管理者・期日前投票所の投票管理者・投票所の投票立会人・期日前投票所の投票立会人  
資料の訂正：選挙長・開票管理者・開票立会人・選挙立会人の大崎市の額において、「1日」とある記載を「1回」に訂正。

1市6町の現況、類似団体及び近隣3市の資料のとおり、ほぼ同額となっているものであり、国で示している選挙執行経費基準法に基づいて各市町で額を定めている。国では3年～6年に一度見直しをしている。直近では平成16年に見直しを行っている。古川市の額は、三本木町・鹿島台町・鳴子町と比較して全体的に約300円低い額となっている。

事務局案としては、国の基準に基づいた額で提示している。1回としている部分は、開票が翌日となる場合であっても1回分の報酬とするものである。  
原案のとおり確認。

#### 【意見等の概要】

佐々木委員：選挙立会人については、午前と午後に分かれている場合があるが、午前と午後の両方従事すると2回となるのか伺いたい。

事務局伊藤班長：期日前投票所の投票立会人は、半日交代での運用があり、報酬額についても半額としている例がある。

白旗委員長：他に意見がなければ、事務局案のとおりとしてよろしいか。

委員：異議なし。

白旗委員長：選挙長は1回10,700円、開票管理者は1回10,700円、開票立会人は1回8,900円、選挙立会人は1回8,900円、投票所の投票管理者は、1日12,700円、期日前投票所の投票管理者は1日11,200円、投票所の投票立会人は1日10,800円、期日前投票所の投票立会人は1日9,600円とする。

以上で、本日検討することとしていた特別職の報酬額については、選挙管理委員会の委員長と委員を除いて全て決定したが、選挙管理委員会については次回会議で検討することとする。

門脇委員：日額と1日は違うのか伺いたい。問題が無ければ統一した方が良いのではないか。

白旗委員長：次回まで、事務局で確認をお願いします。

#### (2) 次回会議の開催について

事務局岡本次長から、資料(P3)に基づき説明。

##### 確認事項

次回会議の開催については、協議の結果、平成17年11月21日(月)午後1時30分から開催することとし、場所については後日連絡することとした。

#### (3) その他

事務局伊藤班長から、資料1(P3)に基づき説明。番号49町医から番号68社会福祉事務所嘱託医までについては、医師が特別職となっている。1市6町では、報酬額について毎年医師会へ相談をしている状況であり、合併する大崎市としても同様の手続きをしたいと考えている。医師会と事前に相談調整をさせていただいた後に、小委員会へ額の案を提示して協議をしていただくことについて、承認をいただきたい。また、相談調整の際には、調整方針に基き、現行の額、類似団体、近隣3市の額を参考とする旨の説明。

説明のとおり確認。

5 閉会の挨拶・・・高橋副委員長

6 閉会・・・総務班 大友主任

